

平成22年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成22年 12月21日（火） 9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	7番	齋藤昭一	13番	吉田政司
2番	前田芳樹	8番	石田茂春	14番	福田晃
3番	平田文夫	9番	高宮陽一	15番	安部和子
4番	齋藤幸廣	10番	米澤壽重	16番	松森豊
5番	是津輝和	11番	遠藤義光		
6番	小野昌士	12番	池田信博		

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
教育長	藤田勲	農林水産課長	山崎龍一
副町長	門脇豊	下水道課長	中前千之
総務課長	渡部國彦	建設課長	井川善寿
企画財政課長	齋藤福昌	水道課長	大庭孝久
会計管理者	嶽野正弘	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	池田高世偉	生涯学習課長	高梨康二
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	阿部真澄	都万支所長	石川伸吉
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光商工課長	吉田誠	財政係長	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大上博人 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 なし

1、議員提出議案の題目

発議第 7 号 医療費の窓口負担軽減を求める意見書

発議第 8 号 隠岐の島町施策課題に対応するための決議

議事の経過

議長（米澤壽重）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時34分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

常任委員会に付した陳情 1 件、継続審査となっている要望 1 件及び調査事項、会期日程第 4 日に付託しました、議第 107 号から議第 129 号までの補正予算案並びに条例関係等 23 件を一括して議題といたします。

まず始めに、総務産業建設常任委員長 8 番：石田茂春 議員

8 番（石田茂春）

総務産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は、10 月 15 日、11 月 30 日、12 月 1 日の 3 日間開催いたしました。

10 月 15 日は、土地開発公社が所有する土地の固定資産課税漏れがあったため、税務課より説明を受けました。

11月30日、12月1日は、平成22年第4回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。

また、定例会会期中の12月17日、20日の2日間は、今定例会で付託になった議第107号「平成22年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」をはじめ、議第111号、112号、116号、117号、118号、119号、120号、121号、124号、126号までの13件の議案について、所管の課長及び関係職員の出席を求め慎重審議いたしました。また、要望第2号についても慎重審議いたしました。

審査の結果、付託になった13件については、全員一致で「可決すべき」といたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項について報告いたします。

まず1点目、課税漏れがあった土地は、犬来残土場及び田部谷団地であり、年300円、5年分で1,500円であります。田部谷団地は造成時に「過疎地域集落再編事業」を導入、町条例により減免申請の対象になるため課税はありません。

2点目、公債費負担対策として、平成22年度から24年度の3ヵ年高金利年5%以上、地方債を対象とした繰り上げ償還を実施することで利子負担の軽減を考え、低利率で一般会計から長期借入0.3%程度をすることで簡易水道事業4,633万9,004円、上水道1,985万4,699円ともに3年間です。利子負担の軽減が図れることは非常に評価できます。

3点目、隠岐の島町過疎地域自立促進計画(案)については、12月1日から12日までパブリックコメントを行なったが1件もなかった、意見を広く聞くためにも期間が短かった、また、町民に周知徹底されていないようにも思われる意見もありました。

平成22年事務事業評価結果は、隠岐の島町行財政改革実施計画に基づき10名の委員で評価を実施しました。しかし、外部評価はされていません。この件は昨年からの指摘をしております。来年度は是非外部評価の検討を行うよう付け加えておきます。

4点目は、冬期徴収強化期間実績(中間)12月3日から24日までは、税務課職員を中心に、日夜努力されていることは大いに評価されます。しかし、新たに滞納者が増えております。これは新しい方ですね。今後は、各課と情報を共有し徴収強化を図るよう期待します。

5点目は、八尾川観光遊覧船運航状況は、本年度目標に対して43%でありました。来年度に向け新しい思考を取り入れて検討すべきであるという意見がありました。

6点目は、町道、林道の管理については、パトロール等を実施し適切な管理体制を取るべきとの意見がありました。

要望第2号「県道中村津戸港線と国道485号線の交差点の早期改良について」の要望は、全会一致で「採択」といたしました。提出者は、中条小学校PTA会長長谷川利之氏、原田

区長 山下康弘氏、上西区長 井上徳男氏、中条小学校校長 池田和広氏であります。理由といたしましては、この交差点は変則的十字路で信号機もなく、加えて上西・原田地区の児童生徒の通学路でもあり大変危険であり、いつ事故が発生してもおかしくない状況であります。

「安心、安全の町づくり」のためにも早期改良を望みます。

当委員会の調査事項であります、「まちづくり対策事業に関する調査について」、「地域産業の振興に関する調査について」は、継続して調査することといたします。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（米澤壽重）

次に、教育民生常任委員長 15番：安部和子 議員

15番（安部和子）

教育民生常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成 22 年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算 6 件、条例改正 2 件、指定管理者の指定 2 件、陳情案件 1 件の計 12 件と、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の 10 月 4 日、13 日、15 日、27 日、11 月 5 日、17 日、29 日、30 日、12 月 7 日と、会期中の 12 月 17 日、20 日の 11 日間開催し、必要に応じて関係課長・担当から資料の提出や説明を求め、慎重に審査いたしました。

はじめに、平成 22 年度一般会計及び各特別会計補正予算については、それぞれの事業実績や事業見込みによる予算の増額や減額であり、特に指摘事項も無く、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、条例改正についてであります。

隠岐の島町公民館設置条例の全部改正についてであります。公民館の組織体制を改めるものであり、西郷公民館を中央公民館とし、布施公民館、五箇公民館、都万公民館を統括するものであります。

教育委員会部局では、この公民館体制のあり方について、当初、公民館制度と教育文化振興財団との関係について、課題があることなどによって検討されてきましたが、関係団体との協議や試行を重ねる中で検討し、当初の提案から考え方を変更する結果となりました。

当委員会でも、公民館のあり方、財団との関係、職員の配置関係など、平成 21 年度から 2 年にわたり慎重審議してまいりましたが、一定の課題整理が出来たことから、全会一致で

「可決すべし」といたしました。

なお、委員からも行財政改革の中での公民館体制のあり方や、中央公民館制度についての異論もありましたが、地域の活性化や活力ある地域づくりを推進するためにも、更に公民館活動を強化するよう求めたところでございます。

また、隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部改正については、これらの名称の変更に伴って改正するものであり、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、指定管理者の指定についてであります。

隠岐の島町地域福祉センター、並びに隠岐島文化会館の指定管理者の指定については、いずれも一団体の応募しかありませんでしたが、当該団体の適正な管理が見込まれることから引続き指定をするものであり、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、陳情案件についてであります。松江市 島根県保険医協会会長 古沢正治氏から提出のあった陳情第 7 号「医療費の窓口負担軽減の意見書採択を求める陳情書」について申し上げます。

陳情の趣旨は、原則 3 割という高い窓口負担が受診者の大きな足かせとなり、経済的理由と思われる治療中断や受診抑制があるとのことであり、誰もが安心して受診できるように、医療費の窓口負担を軽減するよう国並びに関係機関に意見書を提出してほしいというものであります。慎重審議の結果、その趣旨は理解出来ることから全会一致で「採択」といたしました。

最後に、所管の調査事項について申し上げます。

町長の行政報告でもありましたように、民生委員・児童委員の任期満了に伴い一斉改選が行われたところでありますが、再任された方は 41 名、新任の方は 26 名の合計 67 名の方々でございます。

しながら、それぞれ民生児童委員が担当する所帯数は、委員一人当たり 25 世帯から 338 世帯となっており、あまりにも不均衡な状況となっております。

今日、民生児童委員の確保が大変難しい社会情勢の中、隠岐の島町におかれましては、委員の不在地区を生ずることもなく好ましい状況であります。委員が速やかに活動出来るよう担当範囲の均衡を図るよう指摘いたしました。

また、個人情報保護などにより住民異動があった場合など、その情報提供がされてないとのことあります。地区における活動を展開するためにも住民情報は必要であり、個人情報保護に留意しつつ情報提供が出来るように検討するよう要望いたしました。

なお、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」については、議会閉会中も継続して調査研究してまいります。

以上で、報告を終わります。

議長（米澤壽重）

続いて、特別委員会における審議状況について、委員長の報告を求めます。

議会広報調査特別委員長：9番 高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

それでは、議会広報特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の10月18日、26日の2日間開催し、9月定例会の内容を中心に「議会だより10月号」（第24号）として11月初旬に発行をいたしました。

また、今定例会の12月13日に委員会を開催し、11月開催の第4回臨時会と、今定例会の内容を中心とする「議会だより新年号」（第25号）の編集方針について協議をいたしました。

今定例会は、提案された諸議案のほか、一般質問並びに総括質疑はそれぞれ9名の議員が行いましたので、全体を16ページとして編集をいたします。

今後の予定は、年末年始も重なることから原稿の締切を1月17日とし、編集会議は1月24日、25日、2月7日の3日間行いたいと思います。

編集に当たっては、従来どおり担当委員を決め原稿収集をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、調査事項であります「議会広報調査に関する事項」は、議会閉会中も、引き続き調査研究してまいります。

以上で報告を終わります。

議長（米澤壽重）

次に、行財政改革特別委員長 3番：平田文夫 議員

3番（平田文夫）

行財政改革特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の7月6日、9月14日、11月8日、25日、12月8日と会期中の12月14日の6日間、委員会を開催し、所管事項について調査したのでその概要について報告いたします。

まず、行財政改革関係について報告します。

担当課から、平成 17 年度から平成 21 年度までの実施計画の実績総括報告書、並びに第二次の行財政改革実施計画、平成 22 年度から平成 26 年度までについて説明を受けました。

これらの実績報告や、第二次の実施計画については、両常任委員会で説明をするよう検討しているとのことですが、このような重要な計画は、全員協議会を開催して説明するよう指摘いたしましたところ、本日実施されました。

なお、今後は、町民福祉の向上につながる行財政改革が推進されるよう調査研究してまいります。

次に、隠岐の島町社会福祉協議会についてであります。

町社協については、社協理事さん方との意見交換会を行いました。以前にも実施しました現場視察や職員との意見交換も踏まえて議論をいたしました。

特に町社協については、町からも多額の補助金を支援してもらいながら、今日、その存在感が顕著に薄れきているとの声もあり、社会福祉法で規定されている社協の目的である「地域福祉を推進するためにはどうあるべきか」という視点から慎重に議論いたしました。

その主な内容は、1 点目は、財政基盤の強化・会員の拡大等であります。2 点目は、社協が指定管理を受けて実施している介護保険事業。3 点目は、組織及び体制についてであります。

1 点目の財政基盤の強化・会員の拡大については、理事さん方からも、「社協の存在意識が薄れてきている。」「社協が地域から遠くなった。」「会員が増えない。」「地域に浸透させることが困難だ。」などの意見がありましたが、その対策は、広報などで周知されているだけで、積極的な対策は感じられませんでした。

主な自主財源は、共同募金からの配分金や寄付金ですが、基本となるのは地域住民を会員とする一般会費・協力会費・特別会費等です。しかしながら、協力会員、特別会員については、社協職員・理事など関係者での努力はしているものの、地域住民を会員とする一般会員については、町の囑託員、すなわち「社協委員」として会費や赤十字募金の集金をお願いしているのが現状であります。更には、社協の存在感が薄れているとの声もあるように、善意の花といわれた香典返しが減少してきているのも現状であります。

この「社協委員」は、町の囑託員が兼務させられているという感覚も強くあり積極的な集金活動が行われていない等の現状もあるようです。

財政基盤の強化・会員の拡大を図るためには、社協職員・理事など関係者が更なる努力を

し、例えば、旧村単位や地区に出かけて、社協の現状や活動状況などについて意見交換会をしたり更なる理解を得ることが必要だと思えます。

次に、2点目の社協が指定管理を受け実施している介護保険事業については、基本的には町が実施すべきものであり、社協は本来の地域福祉を推進すべきであります。しかしながら、今日まで町がお願いをしてきた経過もあることから、一気に変更することは困難とは理解はするものの、この介護保険事業が本来の社協活動に支障があってはならないと考えます。

町当局においては、単に指定管理制度を利用することだけを考えず、基本である介護保険の保険者であることや、高齢者福祉対策など真剣に議論し、自治体の役割、社協の役割を明確にして取組むことが必要であると考えます。

最後に、3点目の社協の組織及び体制についてであります。社協も町村合併にあわせて合併いたしました。そして、現在は、旧村の事務所も廃止し、職員も中条の事務所に集結させています。

町社協の総職員数は、合併時が126名でありましたが、事業の廃止等もあり、平成22年4月には84名となっており、実に42名の職員数が削減され、働く職場もなくなっています。また、事務部局の職員数は、合併時が15名でありましたが、平成22年には9名となり、6名が削減されています。

なお、このように各地区において実施してきた事業が廃止されたことにより、町社協の存在感がなくなった1つの原因であると思われれます。

このような現状であり、事務部門では6名が削減され、更には、事務局長が2つの課を兼務するという異常な職員配置であります。特に、会長職が非常勤という状況の中で、実質の事務を取りまとめるのが事務局長であるということから考えても、事務局長が2つの課を兼務するという事は好ましくない組織で運営しております。

以上、3点について当委員会における議論をとりまとめ、次のとおり当委員会の意見として、隠岐の島町社会福祉協議会に要望したいと思います。

1つ目は、財政基盤の強化・会員の拡大については、旧村単位や地区において地区代表及び社協福祉協力員との意見交換をするなど、更なる理解を得るよう努力すること。

2つ目は、介護保険事業が社協活動に支障があってはならないと考えるので、今後の介護保険事業の実施も含めて町当局や理事会で議論すること。

3つ目は、組織体制については、事務局長が2つの課を兼務している状態は好ましくなく、適切な職員配置をすること。

なお、町当局においては、これら要望事項の実現のため支援策を強化するとともに、特に介護保険事業については、保険者であること、高齢者福祉対策は自治体の責務であることを自覚し、地域住民が「いきいきと、安心して暮らせる隠岐の島町の実現」に向けて、更なる施策展開を図るよう、強く要望しておきたいと思えます。

最後に、調査事項である「行財政基盤の確立と町民福祉向上に関する事項」は、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、行財政改革特別委員会の報告を終わります。

議長（米澤壽重）

最後に、総合交通対策特別委員長 7番：齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

総合交通対策特別委員会の報告をします。

当委員会では、所管の調査事項でございます「隠岐空港利用促進、隠岐航路の整備促進、生活交通網整備促進」に関する事項について検討しましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

12月14日、所管の観光商工課長、係長の出席を求めて委員会を開催しました。

生活交通網整備促進について、隠岐の島町公共交通整備方針に基づき、路線バス、廃止代替路線バスの業者選定について、報告を受け協議をいたしました。

選定業者「隠岐一畑交通株式会社 代表取締役 甘田光男」、選定の理由は、平成7年一畑電気鉄道株式会社のバス事業撤退の後を受けて、島後4町村からの要請によって、財政支援を条件に島後の幹線の路線バスを運行しております。町の人口減、利用者減、諸費用の高騰などで年々計上収支不足が増加して、町の財政負担も課題となっております。

この中で、1つ目、今回本町が行う新交通システムの導入にあたって、路線、便数の改善を踏まえ、隠岐一畑交通株式会社と協議を行ってきた結果、運行事業者として参画する意志を示したため、今までの経験や実績を考慮すれば妥当と判断したということです。

2つ目、昨年春より路線バス事業への参入を提案していた「大新東株式会社」は、現運行事業者が撤退することが判明した場合にだけ参入することを会社の基本としており、現行事業者が継続する意向を示したため参入しないとのことであります。

また、本町としては、バス車両、車庫など整備しなければならず、多額の初期投資が必要となることから財政事情からみて困難であるとの判断です。

3つ目は、隠岐一畑交通株式会社は、貸切バス運行业務を行っており、団体観光客誘致に

大きな役割を担っております。同社が撤退し貸し切りバス運行がなくなると、観光事業部門に大きな混乱が生じると予想され、これも判断の理由の一つであります。

以上の経過報告を委員会として受けましたが、隠岐一畑交通株式会社が継続して新交通システムに参入するに当たり改善点を指摘しました。

住民からのアンケートにも寄せられておりますけれども、特に気掛かりなのは、町民からの苦情が多いのは運転手のマナーの悪さです。子どもであれ、女性であれ、高齢者であれ、利用者への親切な対応はサービス業の基本だと思います。会社も心機一転、社員の基本教育を徹底し、利用者から「今までと変わりよくなった。」と町民から喜ばれる隠岐一畑交通株式会社になるよう担当課を通じ委員会から強く要求しました。

その他に、最低料金は 200 円とした根拠を示すよう、また、タクシーデマンドバス運行にあたっては前日の予約制であるが、業者によっては当日受付可能を検討しているようです。平等の観点から混乱を避ける意味でも、全業者一律にした方がよいとの意見もあり検討するよう指摘しました。

「隠岐空港利用促進、隠岐航路の整備促進」については、臨時議会などで報告があり、特に検討する事案はありませんでした。

今後、議会閉会中においても、所管の「隠岐空港利用促進、隠岐航路の整備促進、生活交通網整備促進」について、提出案件を委員会として独自に調査検討を行い、引き続き研究してまいります。

以上委員長報告といたします。

議長（米澤壽重）

以上で「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、承認第 11 号「工事請負変更契約の締結の専決処分について〔五箇小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事〕から同意第 2 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの計 26 件、及び本日の議事日程第 1 で行いました、常任委員長報告並びに特別委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

（ 「なし」の声あり ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で「討論」を終わります。

日 程 第 3、採 決

「採決」を行ないます。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、町長提出議案の承認第 11 号「工事請負変更契約の締結の専決処分について〔五箇小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事〕」を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、承認第 11 号は、原案の通とおりに承認することに決定いたしました。

次に、議第 107 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 3 号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会ともに「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 107 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 108 号「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第 3 号)」から議第 116 号「平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 1 号)の 9 件を一括して採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会ともに「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 108 号から議第 116 号の 9 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 117 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」から議第 120 号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」までの 4 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 117 号から議第 120 号までの 4 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 121 号「隠岐の島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」及び議第 124 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 121 号及び議第 124 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 122 号「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の全部を改正する条例」及び議第 123 号「隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 122 号及び、議第 123 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 125 号「町道路線の認定、廃止及び変更について」及び議第 126 号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（ 1 号幹線その 5 ）工事〕を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 125 号、及び議第 126 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 127 号「指定管理の指定について〔隠岐の島町地域福祉センター〕」及び議第 128 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館〕」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

従って、議第 127 号及び、議第 128 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 129 号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の制定について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

従って、議第 129 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、同意第 1 号及び、同意第 2 号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

従いまして、同意第 1 号及び同意第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、要望第 2 号「県道中村津戸港線と国道 485 号線の交差点の早期改良についての要望」及び陳情第 7 号「医療費の窓口負担軽減の意見書採択を求める陳情」を採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、要望第 2 号及び、陳情第 7 号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で採決を終わります。

日 程 第 4、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長、特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とす

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、2 件の議案が議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 2 件の議員提出議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

まず、始めに、発議第 7 号「医療費窓口負担の軽減を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

15 番：安部和子 議員

15 番 (安 部 和 子)

発議第 7 号 医療費窓口負担の軽減を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 22 年 12 月 21 日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	安 部 和 子
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋 藤 幸 廣
賛成者	隠岐の島町議会議員	平 田 文 夫
賛成者	隠岐の島町議会議員	小 野 昌 士
賛成者	隠岐の島町議会議員	高 宮 陽 一
賛成者	隠岐の島町議会議員	吉 田 政 司
賛成者	隠岐の島町議会議員	福 田 晃

隠岐の島町議会議長 米 澤 壽 重 様

医療費窓口負担の軽減を求める意見書でございますが、委員会報告をいたしましたとおり、多くの高齢者は複数の疾患を抱えており、医療費を受けるほど負担が増える定率負担の制度は、高齢者にとって大変な重荷となっております。誰もが、経済的心配なく受診できる医療保険制度とするためには、窓口負担の軽減は喫緊の課題であります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 22 年 12 月 21 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

議長（米 沢 壽 重）

発議第 7 号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 8 号「隠岐の島町の施策課題に対応するための決議」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

6 番：小野昌士 議員

6 番（小 野 昌 士）

発議第 8 号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 22 年 12 月 21 日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士

賛成者 隠岐の島町議会議員 石 田 茂 春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 和 子

隠岐の島町議会議長 米 沢 壽 重 様

隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

- 1、納税意識の高揚を図るとともに、滞納徴収業務を強化すること
- 2、地場産業及び観光産業の振興と、雇用創出策の推進を図ること
- 3、保健・医療・福祉の連携、充実強化を図ること
- 4、学力向上、教育行政の充実を図ること

平成 22 年 12 月 21 日提出

隠岐の島町議会

付け加えますと、4 項目とも再決議の提案でございます。いずれも課題解決にいたっていないのが現状でございますのでよろしくご賛同をお願いいたします。

議長（米 沢 壽 重）

発議第 8 号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。
次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。
これより「採決」を行います。

採決は起立により行います。

発議第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

以上で、議員提出議案の上程及び審議を終ります。

以上を以って、本定例会に提出されました議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これを以って散会し、平成 22 年第 4 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告 14時21分 ）

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 23 年 1 月 18 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員